

食品安全委員会（第633会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成28年12月20日（火） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（7名）

佐藤 洋（委員長）
山添 康（委員長代理）
熊谷 進
吉田 緑
石井 克枝
堀口 逸子
村田 容常

3. 議 事

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の2, 4, 5-T試験法、ダミノジッド試験法、マラカイトグリーン試験法の改正
（厚生労働省からの説明）
- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・農薬 6品目
 - [1] クロルプロファム
 - [2] シアゾファミド
 - [3] ジフェノコナゾール
 - [4] シフルメトフェン
 - [5] ピリフルキナゾン
 - [6] フェンブコナゾール
（厚生労働省からの説明）
 - ・農薬及び添加物 1品目
プロピコナゾール
（厚生労働省からの説明）

- ・ 動物用医薬品 1 品目
スピラマイシン
(厚生労働省からの説明)

 - ・ 動物用医薬品 1 案件
動物用ワクチンの添加剤として使用する成分(9 成分)
(農林水産省からの説明)
- (3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について
- ・ 「酢酸メレンゲステロール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・ 「豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(フォステラPRRS)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (4) 新開発食品専門調査会における審議結果について
- ・ 「ピュアカム葉酸、ピュアカム葉酸MV」の食品健康影響評価及びその別添として取りまとめられた「疾病リスク低減表示特定保健用食品の葉酸(プテロイルモノグルタミン酸)に係る安全性評価の基本的考え方」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 動物用医薬品「ガミスロマイシン」に係る食品健康影響評価について
- (6) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
- ・ 「ガミスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ザクトランメリアル)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (7) 食品安全モニターからの随時報告について(平成28年4~9月分)
- (8) その他

4. 配布資料

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
 - (2-1) 食品健康影響評価について
 - (2-2) 「クロルプロファム」「シアゾファミド」「ジフェノコナゾール」「シフルメトフェン」「ピリフルキナゾン」「フェンブコナゾール」「プロピコナゾール」及び「スピラマイシン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
 - (2-3) 「動物用ワクチンの添加剤として使用する成分」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- (3-1) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について〈酢酸メレンゲステロール〉
- (3-2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について〈豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(フォステラPRRS)〉
- (4) 新開発食品専門調査会における審議結果について〈「ピュアカム葉酸、ピュアカム葉酸MV」の食品健康影響評価及びその別添として取りまとめられた「疾病リスク低減表示特定保健用食品の葉酸(プテロイルモノグルタミン酸)に係る安全性評価の基本的考え方」〉
- (5) 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ガミスロマイシン（第2版）〉
- (6) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈ガミスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤（ザクトラン メリアル）〉
- (7) 食品安全モニターからの随時報告について（平成28年4～9月分）
- (8) 「ピリベンカルブ」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について（訂正）